平成２８年（フ）第１４０号
神奈川県秦野市本町２丁目４番４号
破産者　宅地建物イザワ不動産株式会社
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１３０３号
大阪府吹田市南吹田５丁目15番10号
破産者　シンワコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６８号
大阪府大阪市西成区南津守６丁目１番122号
破産者　日管工業株式会社
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０３５号
大阪市北区東天満１丁目10番14号ＭＦ南森町２ビル３階Ｂ号室
破産者　ジェネシスエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１７３号
大阪府池田市豊島北２丁目３番４号
破産者　株式会社ルーキー
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２４４号
大阪市天王寺区空堀町４番４号
破産者　ＧＲＯＯＶＹ　ＴＲＡＤＩＮＧ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２９号
堺市南区高倉台２丁７番28号
破産者　株式会社シンワ
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
島根県浜田市真光町１番地
破産者　佐々本正昭
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第１８７号
徳島県徳島市津田本町５丁目１番４号
破産者　株式会社ＳＩＧＮＡＬ
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３６６号
東京都中央区日本橋本石町４丁目４番９号
破産者　アイティーエム証券株式会社
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０号
東京都北区神谷１丁目３－２－301、開始決定時の住所東京都足立区綾瀬１丁目34－７－1201
破産者　井口　　弘
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６８号
東京都町田市図師町1645番地３
破産者　有限会社朝日住設
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０２３号
東京都町田市小山町1618番地50－101号室
破産者　株式会社３Ｄ企画
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９８０号
川崎市川崎区渡田新町１丁目４番３号
破産者　前田工業株式会社
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６５号
横浜市青葉区大場町164番地
破産者　株式会社プラザ工芸
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５０号
静岡県島田市東町2069番地の２
破産者　有限会社グリーン・パル
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
北九州市小倉南区葛原２丁目24番22号
破産者　有限会社マイシャトー産業
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７５号
千葉県市川市曽谷４丁目26番６号
破産者　株式会社ブラスト
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１７６号
千葉県市川市宮久保５丁目９番18号、開始決定時の住所千葉県市川市曽谷４丁目26番６号
破産者　安井　耕二
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８１４号
千葉県習志野市谷津３丁目１番16－809号、開始決定時の住所千葉県習志野市谷津４丁目８番２－210号
破産者　仁木　達也
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７３号
千葉市美浜区真砂２丁目24番11－801号
破産者　鍋島　新吾
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７１号
千葉県船橋市芝山３丁目１番７号
破産者　中山かよ子
1　決定年月日　平成29年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係